

保険料の納付について	納付の方法は？	<p>①納付書により直接金融機関または郵便局で納付する。 ②納付組合に加入して納付する。（一部地域のみ） ③金融機関または郵便局の口座振替で納付する。</p>																																																				
納期は6月から翌年3月までの10回		<table border="1" data-bbox="505 294 1875 362"> <tr> <td>納 期</td><td>1 期</td><td>2 期</td><td>3 期</td><td>4 期</td><td>5 期</td><td>6 期</td><td>7 期</td><td>8 期</td><td>9 期</td><td>10期</td></tr> <tr> <td>支払月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr> </table> <p>納期限は、毎期月末（7期のみ12月30日）です。末日が金融機関等の休業日のときは、翌営業日になります。</p>	納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10期	支払月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																														
納 期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10期																																												
支払月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																												
納付書はいつ送られてくるの？		<p>納付書は、冊子形式で次の表のとおり年4回送付します。納付の際は切り離さずに納期限を確認のうえ、金融機関等の窓口で納付してください。</p> <table border="1" data-bbox="505 531 1875 638"> <tr> <td>送付月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>10月</td><td>1月</td></tr> <tr> <td>納 期</td><td>1期・全期※</td><td>2期</td><td>3期</td><td>4期</td><td>5期</td><td>6期</td><td>7期</td><td>8期</td><td>9期</td><td>10期</td></tr> <tr> <td></td><td>通知書+納付書</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>納付書のみ</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ただし、年度途中の新規加入等により保険料に更正がある方は、手続きをした翌月に全期分と送付月分の納付書をお送りします。</p> <p>（例）6月に新規加入された時</p> <table border="1" data-bbox="505 764 1875 874"> <tr> <td>送付月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>10月</td><td>1月</td></tr> <tr> <td>納 期</td><td>2期・全期※</td><td>3期</td><td>4期</td><td>5期</td><td>6期</td><td>7期</td><td>8期</td><td>9期</td><td>10期</td></tr> <tr> <td></td><td>通知書+納付書</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>納付書のみ</td><td></td><td></td></tr> </table>	送付月	6月	7月	10月	1月	納 期	1期・全期※	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		通知書+納付書							納付書のみ			送付月	7月	8月	10月	1月	納 期	2期・全期※	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		通知書+納付書						納付書のみ		
送付月	6月	7月	10月	1月																																																		
納 期	1期・全期※	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期																																												
	通知書+納付書							納付書のみ																																														
送付月	7月	8月	10月	1月																																																		
納 期	2期・全期※	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期																																													
	通知書+納付書						納付書のみ																																															
		<p>※全期・・・納期末到来の一括分 7月の全期については2期～10期分です。 保険料に更正があった場合は、変更前と変更後の納付書が重複する場合があります。変更前の納付書はご使用にならないでください。 分納されている方は、毎月納付書を送付します。</p>																																																				

保険料を滞納するとどうなるの?

災害や特別の事情がないのに保険料を滞納すると、次のような取り扱いとなります。

① 「保険証」を返してもらい、「被保険者資格証明書」が交付されます。各納期限から一年間保険料を滞納した場合、保険証（被保険者証または短期被保険者証）を返還してもらいます。

※返還を求める場合は通知します。
返還を求められた世帯主は、災害その他特別の事情のある場合を除き、保険証を返還しなければなりません。

保険証が返還されると、代わりに「被保険者資格証明書」（以下「資格書」という）を交付します。

この場合、診療費等は、いったん全額自己負担していただき、後日支給申請をしていただくことになります。

※返還を求められた場合で、災害その他特別の事情のある場合には、直ちに届け出が必要です。届け出がなかつた場合でも、弁明ができますが、弁明書の提出が必要です。

※分納の納付額は、各納期の一番古い期に充当されます。各納期の納付額に満たない場合は、滞納扱いとなり、この期から一年間の間に当期分が完納とならない場合は、保険証の返還対象となります。

★保険証を再度交付できる場合★
滞納した保険料を完納したとき、著しく減少したときまたは災害など特別の事情があると認められたときは、保険証を再度交付します。



災害その他の特別の事情のあると認められ、資格書の交付対象とならない場合であっても、徴収猶予（分納を含む）中で、賦課額に対し納付が少ない、あるいは、納付誓約を誠実に履行しない場合等、納付状況によつて短期証が交付されます。

短期証は、一般の被保険者証の有効期限（一年）より短い期間（一ヶ月）のみ有効となります。期限内は被保険者証と同じ効力を有しています。

(3)保険給付が差し止められます。
各納期限から一年六ヶ月間保険料を
滞納した場合、療養費、高額療養費、
出産育児一時金等の保険給付の全額ま
たはその一部が差し止められることが
あります。
※災害その他特別な事情のある場合に
は、届け出が必要です。

取りは便利な口座振替で！！
の忘れがありません。

④差し止めた保険給付額から滞納保険料が控除されます。

資格書の交付を受け、保険給付が差し止められている世帯主が、なお保険料を滞納した場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料額が控除され、滞納保険料に充当されます（控除する場合はお知らせします）。